

論叢 現代語・現代文化

JOURNAL OF MODERN LANGUAGES & CULTURES

January 2022

23

筑波大学 人文社会科学研究科 現代語・現代文化専攻

Doctoral Program in Modern Languages and Cultures
Graduate School of Humanities and Social Sciences
UNIVERSITY OF TSUKUBA

『論叢 現代語・現代文化』

筑波大学 人文社会科学研究所 現代語・現代文化専攻

編集委員会 吉野 修（委員長） 佐々木 勲人

編集協力者（敬称略）

石田 麻子 昭和音楽大学オペラ研究所

城多 努 広島市立大学

Journal of Modern Languages and Cultures

JMLC is published by Doctoral Program in Modern Languages and Cultures, Graduate School of Humanities and Social Sciences, University of Tsukuba, Japan

Board of Editors

Editor Osamu Yoshino
Associate Editor Yoshihito Sasaki

表紙・レイアウトデザイン 長岡真吾

Cover Design and Page Layout by Shingo Nagaoka

Copyright © 2021 by Doctoral Program in Modern Languages and Cultures, Graduate School of Humanities and Social Sciences, University of Tsukuba. All rights reserved.

論叢 現代語・現代文化

JOURNAL OF MODERN LANGUAGES & CULTURES

第 23 号 2022年

筑波大学 人文社会科学研究科

Graduate School of Humanities and Social Sciences
UNIVERSITY OF TSUKUBA

Contents

Articles

- Mitsunori, Eto** 1
The theater sphere: concepts, methods, analytical
example, and significance

Research Note

- Taiji, Azegami** 25
Kinder- und Jugendmedienschutz in Deutschland
– Zweites Gesetz zur Änderung des Jugendschutzgesetzes –

目 次

論文

- 1 江藤 光紀
劇場圏試論 ―その概念、方法、分析事例、そして意義

研究ノート

- 25 畔上 泰治
ドイツにおける児童・青少年メディア保護
― 青少年保護法改正のための第二法律 ―

現代語・現代文化専攻紀要内規

1. 本専攻の紀要の名称を「論叢 現代語・現代文化」とする。
2. 紀要の編集は委員数名による委員会が行う。委員は専攻教員会議の議を経て、専攻長が任命し、その任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
3. 紀要の刊行は原則として年1回以上とする。
4. 本紀要の執筆資格を有する者は本専攻の専任教員、各種研究員、本専攻の専任教員の指導を受ける大学院生、および編集委員会が投稿を認めた者とする。
5. 本紀要には学術論文並びに学術的意義を有する書評・研究報告等を掲載する。
6. 原稿は未発表のものであること。但し、既に口頭で発表し、その旨が明記してある場合はその限りではない。また投稿者は明白な権利侵害、現代日本の社会通念上不適切と思われる表現については、特にそれが本文中で考察・分析の対象となっている場合を除き、あるいは事例研究中において情報提供者の発言をそのまま掲載する等の必然性がある場合を除き、避けなければならない。
7. 原稿の採用は、編集委員会及び編集委員会が委託した査読委員の審査結果に基づき、編集委員会の議を経て、専攻長が決定する。
8. 紀要掲載の論文等は、筑波大学電子図書館システムに登録する。

専攻紀要内規運用に関する細則（新）

平成 20 年 4 月 9 日 決定
現代語・現代文化専攻教員会議
改正 平成 21 年 11 月 10 日
改正 平成 29 年 3 月 30 日
改正 平成 30 年 12 月 12 日
改正 令和 2 年 12 月 9 日

現代語・現代文化専攻教育会議

専攻紀要刊行は本専攻紀要内規（平成 20 年 4 月 9 日現代語・現代文化専攻教員会議 決定、令和 2 年 12 月 9 日修正）に準拠するが、その内規運用、特に査読に関しては次の通りとする。

1. 原稿が投稿された場合は以下に従う。
 - 1) 学術論文として投稿された原稿の場合には 2 名の査読者による審査を実施する。そのうち 1 名は必ず筑波大学以外の者とする。
 - 2) 2 名の査読者の見解が大きく異なる場合には、編集委員会はさらに 1 名の査読者を選定して査読を依頼する。
 - 3) 投稿された原稿が書評、研究報告など学術論文以外のものである場合には 1 名による査読を実施する。
 - 4) 紀要への原稿の採否は、編集委員会および査読結果を参考にして専攻長が決定する。なお、紀要への掲載に当たり、編集委員会は査読結果を参考にして、投稿者に対して原稿の修正を求めることができる。
2. 査読者は以下に従う。
 - 1) 査読者は、編集委員会が委託し、投稿者に対しては匿名とする。
 - 2) 投稿者が大学院生の場合には、まず指導教員による査読を行う。この査読に通過した場合のみ、指導教員以外による査読に付すこととする。その査読者は、原則として指導教員が選定する。
3. 原稿提出時に、投稿者は原稿とともに、本専攻が定めた「確認書」を編集委員会に提出するものとする。
4. 査読者が専攻外の研究者の場合には、原則としてその氏名と所属研究機関を「編集協力者」として紀要に載せる。

【附記】

- * 投稿する原稿が学術論文である場合には、投稿者は外国語で書かれた「論文要約」を付すものとする。但し、原稿が外国語で書かれている場合には、日本語の「論文要約」とする。
- * 外国語の原稿に関しては、投稿前にネイティブ・チェックを受けることが義務づけられる。
- * 使用言語と論文の内容に関して専攻内に適切な査読者がいない場合には、専攻長の了承を得て、専攻外の教員に査読を依頼することができる。
- * 教員と大学院生の共著の場合は、筆頭著者に応じて査読の形態を決める。
- * 休学中の学生の投稿に関しては、以下の通りとする。
 1. 留学（海外の大学およびそれに相当する機関に在籍するもの）中の学生は、投稿を認める。
 2. 休学（上記留学以外のもの）中の学生は、投稿を認めない。但し、休学中の学生が投稿を希望し、紀要投稿アンケートの提出日までに復学手続きを終了している場合は、投稿を認める。
- * この細則は、平成 20 年 4 月 9 日から実施する。
- * この細則は、平成 21 年 11 月 10 日から実施する。
- * この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。
- * この細則は、平成 30 年 12 月 12 日から実施する。
- * この細則は、令和 2 年 12 月 9 日から実施する。

JMLC

筑波大学 人文社会科学研究科 現代語・現代文化専攻

専攻長 廣瀬 浩司

執筆者一覧

江藤 光紀
畔上 泰治

准教授（現代文化分野）
教授（現代文化分野）

Doctoral Program in Modern Languages and Cultures
Graduate School of Humanities and Social Sciences
University of Tsukuba

Chair Koji Hirose

Contributors

Mitsunori Eto
Taiji Azegami

Associate Professor
Professor

論叢 現代語・現代文化 通号 23 Vol. 23 2022

2022 年 1 月 21 日発行

編集発行 筑波大学 人文社会科学研究科 現代語・現代文化専攻

代表者 廣瀬 浩司

印刷所 松枝印刷株式会社

発行所 筑波大学 人文社会科学研究科 現代語・現代文化専攻

〒305-8571 つくば市天王台 1-1-1

© 筑波大学 人文社会科学研究科 現代語・現代文化専攻 2021

JMLC